

愛西市第 10 期介護保険事業計画・
高齢者福祉計画の概要

令和 8 年 8 月
愛西市

愛西市第 10 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進んでおり、内閣府「令和 7 年版高齢社会白書」によると、我が国の総人口は令和 6 年 10 月 1 日現在、1 億 2,380 万人となっており、そのうち 65 歳以上人口は 3,624 万人、総人口に占める 65 歳以上人口割合（高齢化率）は 29.3%となっています。特に、総人口に占める 75 歳以上人口は 2,078 万人（16.8%）となっており、65～74 歳人口（1,547 万人、12.5%）を上回っている状況です。

今後、我が国では総人口が減少を続けていく一方で、ますます高齢化が進展していくことが見込まれ、65 歳以上人口がピークを迎えた後も、高齢化率は上昇を続けていくと見込まれています。

このような見込みの中で、要支援・要介護認定者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者、複合的な問題を抱える高齢者等、支援が必要になる高齢者がますます増加・多様化するとともに、現役世代（地域社会や高齢者支援等の担い手）の減少といった問題が一層顕著化することが予想されます。

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、国は介護保険制度をはじめとした法制度の整備を進め、多様化する介護ニーズに応じた新たなサービスの創設、「地域包括ケアシステム」の提唱等、高齢化が続く中での持続可能な制度運営、急速に進んでいく高齢化社会への対応を図ってきました。

近年の動きとして、令和 5 年 6 月には、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を推進するため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）」が成立し、認知症施策のさらなる充実が求められています。

今般、策定する「第 10 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（以下「第 10 期計画」という。）」は、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口、認知症高齢者、一人暮らし高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口（15～64 歳人口）の減少が見込まれる 2040 年を見据え、地域の実情に応じつつ中長期的な見通しの下で、介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化、そして介護や高齢者福祉にかかわる担い手の確保を図っていくためのものになります。

また、こうした取組を進めていくためには、高齢者自身にも支えられるだけでなく、支える側・担い手としての役割が期待されます。

令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とした「愛西市第 9 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（以下「第 9 期計画」という。）」が計画期間を終了することを受け、これまでの取組を継承・発展させつつ、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図り、高齢者本人が、持てる力を最大限に発揮しながら、住み慣れた地域でいつまでも幸せに暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指し、第 10 期計画を策定します。

2 計画の性格

(1) 計画の法的根拠

第10期計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体化した計画です。

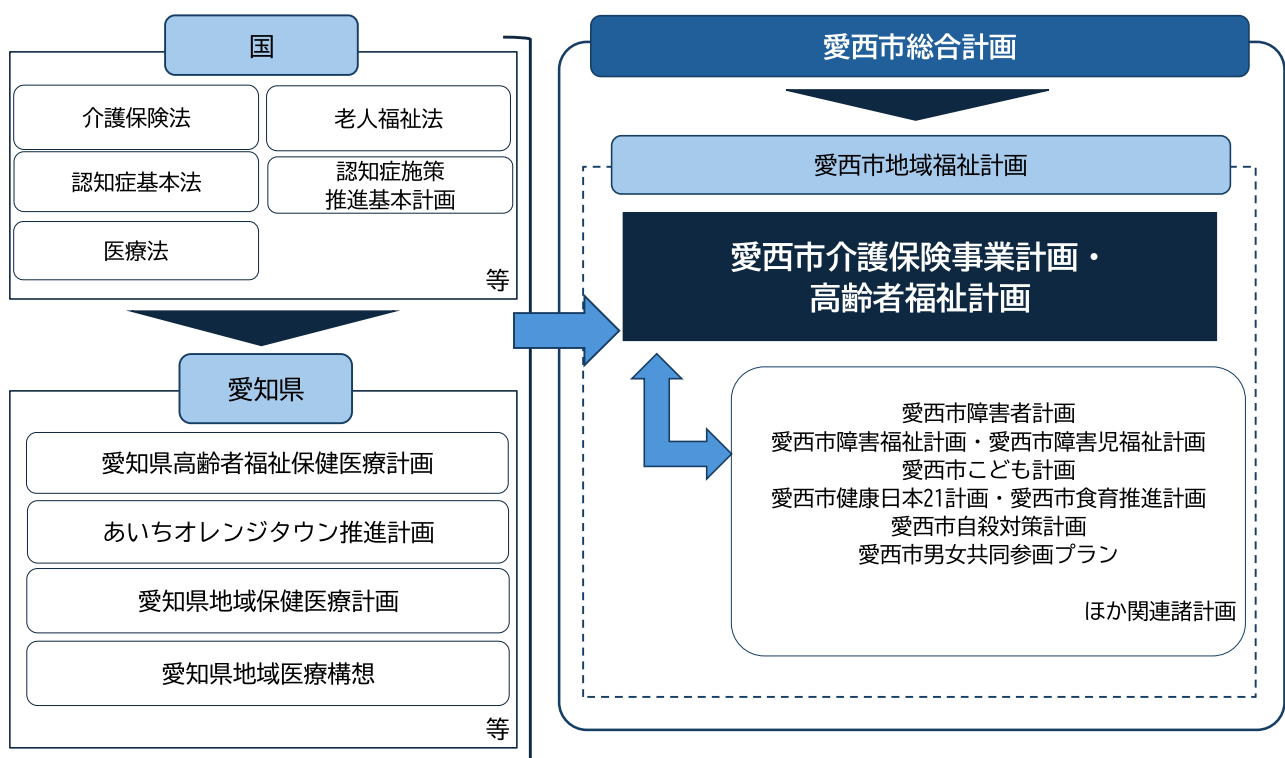
また、認知症基本法第13条第1項の規定に基づく「市町村認知症施策推進計画」を包含しています。

(2) 計画の位置づけ

第10期計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「愛西市総合計画」の分野別計画として、また、上位計画である地域福祉計画の内容を踏まえ、他の関連計画との整合性も保ちながら、高齢者の福祉施策と介護保険施策に係る個別計画として位置づけます。

そのほか、「愛知県地域医療構想」などの関連計画との整合性を確保して策定します。

【計画の位置づけ】

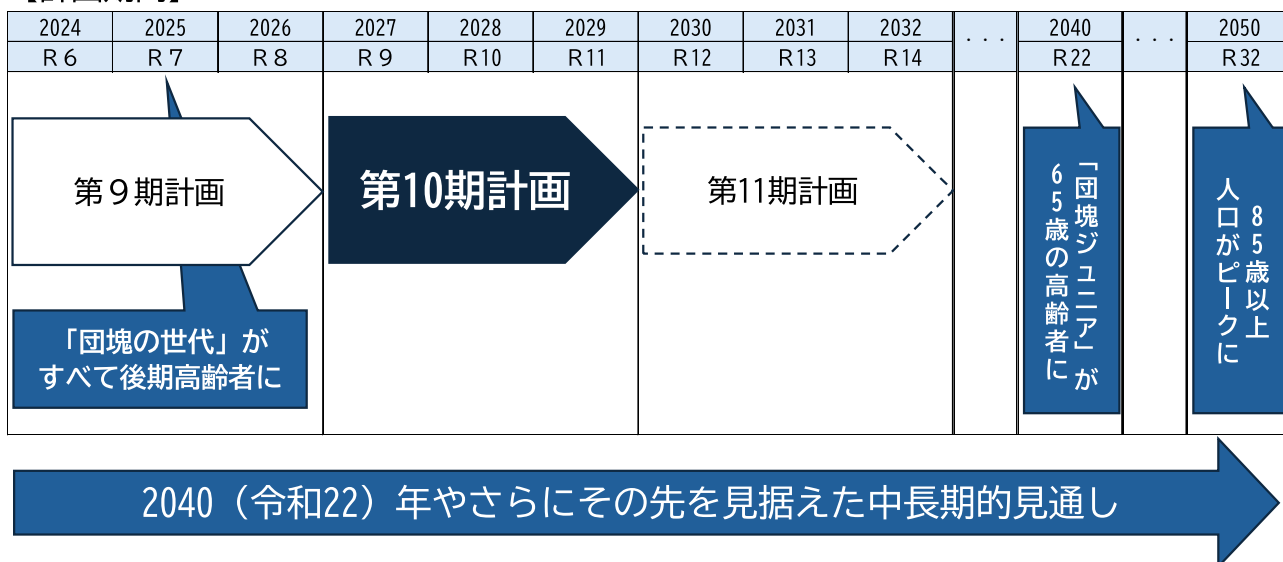


3 計画の期間

第10期計画の対象期間は2027（令和9）年度から2029（令和11）年度までの3年間です。

また、国が示す基本指針に基づき、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる2040（令和22）年やさらにその先を見据えた中長期的な視点をもった計画とします。

【計画期間】



4 計画の策定体制

（1）策定体制

幅広い関係者の参画による地域の特性に応じた事業が展開できるよう、保健・医療・福祉関係者、被保険者（住民）代表、有識者、行政機関による「愛西市第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会」を設置し、高齢者施策全般に対して検討を重ねるとともに、行政内の職員等で組織された作業部会を設け、事業の協議・検討を行いました。

（2）ニーズ等の把握

第10期計画の策定に先立ち、高齢者の健康状態や生活習慣、介護保険サービス、保健福祉サービスの利用状況やニーズ等を把握することを目的にアンケートを実施しました。

調査結果の概要は、第2章に記載しています。

（3）パブリックコメントの実施

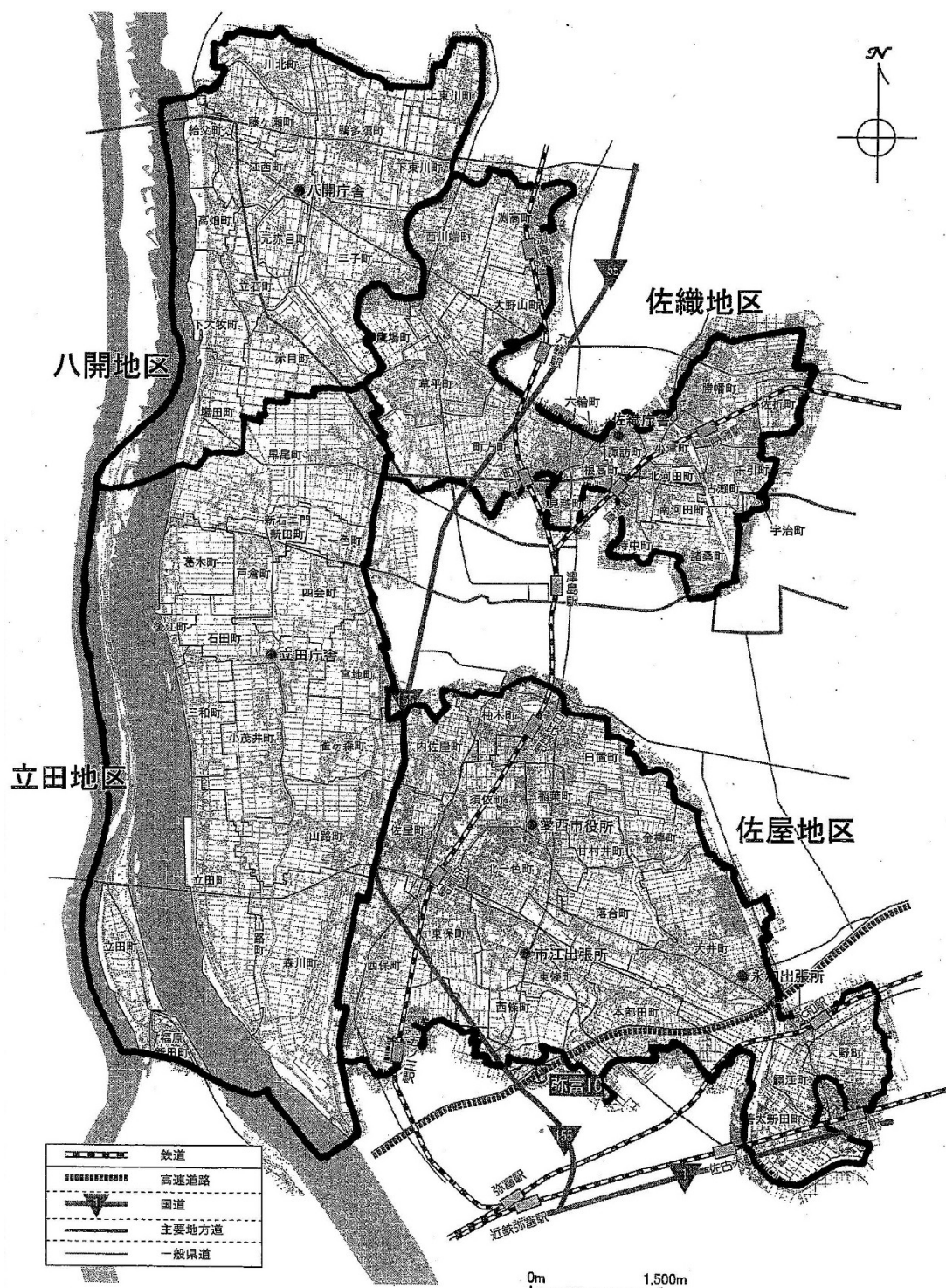
第10期計画の策定に当たっては、広く市民の意見を聴取し、計画に反映していくためにパブリックコメントを実施しました。

5 日常生活圏域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、高齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を設定しています。

本市においては、佐屋地区、立田地区、八開地区、佐織地区の4圏域を設定しています。

【日常生活圏域】



資料：愛西市町名位置図を高齡福祉課で一部加工

6 第10期介護保険事業計画の基本指針のポイント

国においては、第10期介護保険事業計画の策定に向けた基本指針の見直しが行われ、以下のポイントについてあげられました。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・ 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。
- ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

(2) 地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

(3) 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。